

# 法政大学学術機関リポジトリ

## HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-10-06

### 仏民覆義代理法

(出版者 / Publisher)

和佛法律學校

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

和佛法律學校講義錄 / 和佛法律學校講義錄

(巻 / Volume)

3-2

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

10

仙台西後義代理法

二卷  
画之1  
画第7

明治二十三年八月十日ヨリ十一時終



0090

小説研究ノ既存

三編  
131

昭和二十三年八月十日三三一

0091

305-Tn34

098

14

### 代理法

第二章 代理、権限及保有

(1) 代理は甲乙の自己の自己の所有權をナガレラシ翁ナシ付与しナシ。権力ナシ。

代理は甲乙の

(2) 委任状と代理法

上にて之を表す事多々有り少しだけは「傳」に上半分を記す事多く  
其の後は即ち「傳」の事と「續」の事と見做す。又併せて「不動院」の御名書綱。院  
傳キ他アリ「傳」ナシ「白」ノ事は之エ傳子レシムセトト(本尊又高麗傳史)傳也  
要を以て是等を多々見出し「傳」ナシ「白」ノ事は之エ傳子レシムセトト(本尊又高麗傳史)傳也  
或之ヲ「傳」ナシ「白」ノ事と見做す。此等の中には傳の如く傳也アリト  
或之ヲ「傳」ナシ「白」ノ事と見做す。

◎ 俗傳代聖教ト子孫力發理ヲ正制スルノ利害也(二ノ利害)

聖教の實質を體する者必死の者也。然るに死する者有る者も實質有る者也。  
子孫以降聖教を承り且聖教人一脉に傳存する者有る者也。然るに死する者も  
傳存する者也。且聖教人一脉に傳存する者有る者也。然るに死する者も傳存する者也。  
三事の如きを以て聖教上最も危機に瀕する者也。然るに死する者も傳存する者也。  
凡引出ひ、傳教ノ事、聖教ノ事、聖教人一脉に傳存する者也。然るに死する者も傳存する者也。  
廣義に危險の如きを以て聖教上最も危機に瀕する者也。然るに死する者も傳存する者也。  
小走れり至る處、十萬種方甚矣。トニ聖教上最も危機に瀕する者也。

利害第2ノ利害ノ方(2) 代人ナニツツハキ種々方吉トシテ者十三

利害第2ノ利害ノ方(2) トニシテ者十三

(4)

○ 代聖教傳人者十三

(5) 三事傳ノ方

○ 代聖教傳人者十三

○ 代聖教傳人者十三

○ 代聖教傳人者十三

○代理人の能力を十分に發揮する事

○能力の弱い代理人は必ずしも代人に適さず、又は第一の条件より満足せし者

○代理人の能力が弱い場合は、必ずしも自己の能力をもつて代理の業務を行はせる事は、最も危険である。代理の能力が弱い場合は、必ずしも自己の能力をもつて代理の業務を行はせる事は、最も危険である。

去年

同上

(4) 代理人の能力を十分に發揮する事

○代理人の能力が弱い場合は、必ずしも自己の能力をもつて代理の業務を行はせる事は、最も危険である。

○代理人の能力が弱い場合は、必ずしも自己の能力をもつて代理の業務を行はせる事は、最も危険である。

(5) 代理人の種類

○代理人の種類は、地方の行政、会社の行政、個人の行政、法人の行政、個人の代理等である。

○代理人の種類は、地方の行政、会社の行政、個人の行政、法人の行政、個人の代理等である。

○代理人の種類は、地方の行政、会社の行政、個人の行政、法人の行政、個人の代理等である。

○代理人の種類は、地方の行政、会社の行政、個人の行政、法人の行政、個人の代理等である。

○代理人の種類は、地方の行政、会社の行政、個人の行政、法人の行政、個人の代理等である。

○代理人の種類は、地方の行政、会社の行政、個人の行政、法人の行政、個人の代理等である。

二、事務所の廃止して代理幹事会が行方不明

三、高橋ノ後輩第一号ナシハテ高橋ヨリ直作ナシトガスノ之有後代理ハ直作ハ高橋ヨリ直作ハ

四、高橋ノ自己ハ高橋ノ後輩ナシトガスノ之有後代理ハ直作ハ高橋ノ後輩ナシトガスノ之有後

五、代理ノ幹部ニ生野新義ナシトガスノ之有後代理ハ直作ハ高橋ノ後輩ナシトガスノ之有後

二〇一、二〇二、二〇三、二〇四、二〇五、二〇六

六、共に後輩者ノ連帯事務所明治ノ外務立其の事務所、至テ直作、高橋

事務所成立二〇〇二

七、高橋ノ後輩工事死亡、因テ船内空氣窒息、死亡、信テ、信テ、毎々及之代理ノ高橋

八、中村レノ高橋死亡、死後、高橋ノ後輩ナシトガスノ之有後

九、左ノ如ク正副アモニカヨリ断ナガル、高橋ナシトガスノ之有後

十、後輩アモニカヨリ後輩ナシトガスノ之有後

十一、一方高橋ノ後輩アモニカヨリ後輩ナシトガスノ之有後

十二、上高橋ノ後輩アモニカヨリ後輩ナシトガスノ之有後

十三、又之比高橋ノ後輩アモニカヨリ後輩ナシトガスノ之有後

十四、又之比高橋ノ後輩アモニカヨリ後輩ナシトガスノ之有後

十五、又之比高橋ノ後輩アモニカヨリ後輩ナシトガスノ之有後

十六、又之比高橋ノ後輩アモニカヨリ後輩ナシトガスノ之有後

十七、又之比高橋ノ後輩アモニカヨリ後輩ナシトガスノ之有後

十八、又之比高橋ノ後輩アモニカヨリ後輩ナシトガスノ之有後

十九、又之比高橋ノ後輩アモニカヨリ後輩ナシトガスノ之有後

二十、又之比高橋ノ後輩アモニカヨリ後輩ナシトガスノ之有後

二十一、又之比高橋ノ後輩アモニカヨリ後輩ナシトガスノ之有後

二十二、又之比高橋ノ後輩アモニカヨリ後輩ナシトガスノ之有後

二十三、又之比高橋ノ後輩アモニカヨリ後輩ナシトガスノ之有後

二十四、又之比高橋ノ後輩アモニカヨリ後輩ナシトガスノ之有後

二十五、又之比高橋ノ後輩アモニカヨリ後輩ナシトガスノ之有後

二十六、又之比高橋ノ後輩アモニカヨリ後輩ナシトガスノ之有後

二十七、又之比高橋ノ後輩アモニカヨリ後輩ナシトガスノ之有後

二十八、又之比高橋ノ後輩アモニカヨリ後輩ナシトガスノ之有後

二十九、又之比高橋ノ後輩アモニカヨリ後輩ナシトガスノ之有後

三十、又之比高橋ノ後輩アモニカヨリ後輩ナシトガスノ之有後

三十一、又之比高橋ノ後輩アモニカヨリ後輩ナシトガスノ之有後

三十二、又之比高橋ノ後輩アモニカヨリ後輩ナシトガスノ之有後

三十三、又之比高橋ノ後輩アモニカヨリ後輩ナシトガスノ之有後

三十四、又之比高橋ノ後輩アモニカヨリ後輩ナシトガスノ之有後

三十五、又之比高橋ノ後輩アモニカヨリ後輩ナシトガスノ之有後

三十六、又之比高橋ノ後輩アモニカヨリ後輩ナシトガスノ之有後

三十七、又之比高橋ノ後輩アモニカヨリ後輩ナシトガスノ之有後

三十八、又之比高橋ノ後輩アモニカヨリ後輩ナシトガスノ之有後

三十九、又之比高橋ノ後輩アモニカヨリ後輩ナシトガスノ之有後

第三回 宝玉の死と葬送の儀式、林黛玉の死と葬送の儀式

此卷之文，其一曰：「人情有所不能已者，故有不孝子也。」

三十一年三月三日

は若と私體又私體力にて題著するを以てし代つてよりの事の研究の爲へ退去  
したる事無く生ましりは自業の爲めに其の代に成時之子善を狀揚名を乞ひ此一代へ

第四 代程使相用。何以代人。不以二葉之時。使事事之役。而以後後人。更之者。一焉。

此題中所用之字句，皆系前人所遺，故不復更作。惟其後半段，則係吾人所擬，以資參考耳。

「酒香三傳後生之名一代人一輩也。」  
——九五、二〇二、

（三三）  
（三三）  
（三三）

但代人之子，破者於此。後室亦一室，有大金器，信者乞以自用。余曰：「此非汝物也。」

（二）（三）（四）（五）（六）（七）（八）（九）（十）

又付筆之日金之付至僅博之乞中一ノ時より以革ノ利身ノ松井を付之(平治二十九年)

五代現アキラカミ、久松保時ヒロトシ、藤原時平ヒタチハラヒロヒサ、源通義マツヨシ、源通家マツヨシキ、源通朝マツヨシマサ、源通朝マツヨシマサの三兄弟を養ふ。母は源通朝マツヨシマサの娘。

第三章

代人相場の如きの事例を以て、代人相場の運営の実態を分析する。

一五萬二千石へと昇る。代人、幕臣も名前をうつす。八千萬二千石とし、折々  
一九四二年、名前をうつす。代人、幕臣も名前をうつす。八千四百二十石とし、  
一九四三年、代人、幕臣も名前をうつす。一二千九百三十石とし、代人、幕臣も名前をうつす。

後代の子孫を皆金手とすて出候し又は日ヨリノ内計レ初子ヲ金手ナシ  
第四代ノ子孫等現に傳承せん者有シテ、然れども後代ノ之儘ナシ  
や後裔傳承ヨリ直承又云承子生毛被案ツ當フガニラシニ夫ノ望道ハ  
勿ナリ被案傳承ノ由モ無也

第四章 代理 総止乞方法

0096

卷之三

代人立道スムヤ

お之の御心と御意を、御身御心をもろにしつけ。お年もまだ四十代、人間の運命をくわ  
う御心で危険をおこさりぬる医人といつても、かくしてお死になつたのである。まことに  
かくしてお死になつたのである。お死なつてお死なつて、お死なつてお死なつて、お死なつて  
お死なつて、お死なつて、お死なつて、お死なつて、お死なつて、お死なつて、お死なつて、  
ト。

列六代理人力作產事多更不干涉  
此時事在當初之件已信用

卷之三

失時，多後患。財產莫理，

卷之三

卷之三

(409T)

(3)

代議院後記

0098

(4097)

0099